

山形県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議

次 第

日時 令和2年2月25日（火）

午後4時30分～

場所 県庁3階 災害対策室

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

（1）新型コロナウイルス感染症の県内の状況と対応について

（2）政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」について

（3）その他

4 閉 会

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 患者の発生状況

(1) 国内外の状況 (WHO、中国当局発表：日本時間2月25日0:00時点)

国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者
日本 ※1	159	1	ネパール	1	0	ロシア	2	0
中国	77,658	2,663	カナダ	9	0	スウェーデン	1	0
香港	81	2	カンボジア	1	0	スペイン	2	0
マカオ	10	0	スリランカ	1	0	ベルギー	1	0
台湾	30	1	ドイツ	16	0	エジプト	1	0
タイ	35	0	UAE	13	0	イラン	47	12
韓国	833	7	フィンランド	1	0	クウェート	3	0
米国	35	0	イタリア	124	2	イスラエル	1	0
ベトナム	16	0	インド	3	0	レバノン	1	0
シンガポール	89	0	バーレーン	1	0	その他 ※2	691	3
フランス	12	1	アフガニスタン	1	0			
豪州	22	0	フィリピン	3	1			
マレーシア	22	0	英国	9	0	計	79,935	2,693

※1 うち16名は無症状病原体保有者（症状は無いが、検査が陽性となった者）

※2 国際輸送案件として、日本においてクルーズ船の乗員乗客等のうち691名が陽性と確認された件

(2) 国内の状況 (厚生労働省発表：2月24日時点)

都道府県	感染者	都道府県	感染者	都道府県	感染者	都道府県	感染者
北海道	29	栃木県	1	京都府	2	沖縄県	3
東京都	21	石川県	2	奈良県	1	海外在住等	11
神奈川県	15	愛知県	15	和歌山県	11		
埼玉県	2	三重県	1	福岡県	2		
千葉県	7	大阪府	1	熊本県	3	計	127

2 世界保健機関 (WHO) 及び政府の対応等

(1) WHO

- ・緊急委員会で「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言 (1/31)
- ・グローバル危機準備担当局長が「現時点では、新型コロナウイルスは警戒レベルが最高度の世界的大流行を意味する“パンデミック”ではない」と表明 (2/4)
- ・新型コロナウイルスの名称を「COVID-19」と命名 (2/11)

(2) 日本政府

- ・感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」への指定を閣議決定 (1/28、施行は2/1)
- ・厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）の設置 (1/28)
- ・在留邦人の帰国に向け、チャーター機の派遣 (1/28～5便)
- ・閣議決定に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置 (1/30～13回)

- ・閣議了解に基づく入国管理の強化（湖北省は2/1～、浙江省及び旅客船は2/13～）
 - 出入国管理及び難民認定法に基づき、入国の申請日前14日以内に湖北省及び浙江省に滞在歴のある外国人及び同省発行の中国旅券を所持する外国人は、特段の事情が無い限り、当分の間入国を拒否。
 - 同じく、本邦の港に入港する目的の旅客船で、船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人についても、同様に入国を拒否。
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の開催（2/16～3回）
- ・「新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安」を厚生労働省が公表（2/17）
- ・「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表（2/20）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を公表（2/25）※別紙のとおり

3 本県の体制等

- (1) 県関係各課による「新型コロナウイルス関連感染症対策会議」の開催（1/24、1/28）
- (2) 副知事を議長とした「新型コロナウイルス感染症に係る対策会議」の設置・開催（1/29）
- (3) 知事を本部長とした「山形県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置（2/7）
 - ・第1回本部員会議の開催（2/10）

4 本県の対応

(1) 医療体制の整備

- ①衛生研究所における新型コロナウイルスに係る検体の検査体制の確立（1/30）
 - ・厚生労働省の検査基準に加え、診察した医師と保健所長の判断で幅広く検査を実施
 - ※2月24日現在 20件の検査を実施（いずれも陰性）
- ②感染症指定医療機関による患者の受け入れ態勢の整備
 - ・重大な影響を与えるおそれのある感染症の治療施設として県内5医療機関（県立中央病院、県立新庄病院、県立河北病院、日本海総合病院、公立置賜総合病院）の指定や患者移送車の配備など患者の受け入れ態勢を整備
- ③帰国者・接触者外来の設置（2/10）
 - ・厚労省方針に基づき、住民の不安を軽減し、患者を診療体制等の整った医療機関で確実に診療し、医療機関を発端とした感染症のまん延を防止するため、対応可能な10医療機関に「帰国者・接触者外来」を設置（2/25現在、12医療機関に拡充）
- ④感染防止資機材の備蓄
 - ・新型コロナウイルスに対応する医療機関用として、使い捨てマスクやガウン、ゴーグル、手袋等を各総合支庁に備蓄
 - ・保健所における防疫備品（マスク、ガウン、ゴーグル）の追加配備を予定
- ⑤患者搬送体制の整備
 - ・消防機関を対象とした連絡調整会議を開催し、患者発生時の搬送体制等を確認

(2) 感染症対策に係る注意喚起等の広報と相談対応

- ①各種広報媒体等を活用した県民の皆様への迅速な情報提供と必要な注意喚起
 - ・県ホームページやSNSによる注意喚起及び県内報道機関に対する情報提供（随時）
 - ・県政テレビ（2/16）、県政ラジオ（2/7～）による注意喚起
 - ・生命保険会社やスーパー・コンビニとの協定に基づく注意喚起チラシの配布（2/下旬～）

②県民相談窓口の設置

- ・県庁及び各保健所に電話相談窓口を設置し、県民の皆様や医療機関等からの相談に対応
(1/24～) ※2月24日現在 562件の相談受付

③帰国者・接触者相談センターの設置

- ・厚労省方針に基づき、住民の不安を軽減し、患者を診療体制等の整った医療機関に確実につなぎ、医療機関を発端とした感染症のまん延を防止するため、県内5保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置(2/10) ※2月24日現在 202件の相談受付

④医療機関情報ネットワークの多言語対応(予定)

- ・医療機関や薬局の情報を提供する「医療機関情報ネットワーク」の英語対応に加え、新たに中国語簡体字、繁体字、タイ語、韓国語での対応を予定

(3) 患者発生時の把握

- ### ①山形空港、庄内空港、酒田港における検疫所と連携した新型コロナウイルス疑い患者の把握と受診誘導

- ### ②中国(湖北省・浙江省)から帰国・入国されて発熱等のある方に対する保健所への相談呼びかけ

- ### ③医療機関からの感染症発生届による患者の把握

- ・感染症の発生がみられた場合、保健所へ情報提供するよう医療機関に通知

(4) 各部局による関係機関等への周知

- ・国が発出した関係通知等を、各部局において逐次市町村、教育機関、関係団体等、関係機関等に周知

(5) 公立学校に係る対応について

- ### ① 学校における感染症予防対策について

- ・文部科学省からの通知を受け、あらためて県立学校・市町村教育委員会に周知(手洗いや咳エチケットなどの基本的感染症対策の徹底、発熱等の風邪症状がみられる場合、無理をせず自宅に休養するよう指導)

- ### ② 児童生徒等に発生した場合の対応について

- ・文部科学省からの通知を受け、出席停止の措置及び臨時休業の判断等について、県立学校・市町村教育委員会へ周知

- ### ③ 公立高校入学者選抜の対応について

- ・現在、対応について検討中
- ・志願者及び保護者に対し、感染症対策に十分努めていただくことを周知するとともに、県ホームページに今後の入学者選抜に変更があった場合の専用ページを開設

- ### ④ 修学旅行や卒業式等の学校行事への対応について

- ・県立学校・市町村教育委員会に対し、こまめな換気や会場の入り口へのアルコール消毒液の設置など可能な範囲での対応を依頼
- ・県立学校の卒業式の対応について、出席範囲の限定、時間の短縮等に係る通知を本日中に発出予定(市町村教育委員会にも情報提供予定)
- ・修学旅行の行き先変更1校、海外研修旅行を中止2校。

5 本県への影響

(1) 中国に進出している県内企業への影響

- ・本県から中国に進出している県内企業（56社）については、春節明けの操業再開の延期や移動規制などにより、操業再開した企業はあるものの、従業員の十分な確保ができない状況などがみられ、生産活動が停滞しており、フル操業まで時間を要する状況にある。
- ・その他の県内企業においても、中国からの部品、原材料等が調達できないことにより、主に自動車関連の企業などで、生産活動が一部停滞する等の影響が出始めている。

(2) 観光への影響

- ・県内の主な温泉旅館・ホテルの外国人旅行者のキャンセル状況
⇒約1,740人泊（2月25日12時現在）
- ・台湾と本県を結ぶ国際定期チャーター便の4月及び5月の運航見合わせ
- ・酒田港に寄港予定であった外航クルーズ船の寄港一部中止

(3) 私立学校における学校運営への影響

- ・一部の私立高等学校において、2月上旬に台湾で行う予定としていた学校行事を中止。

「新型コロナウイルス」により影響を受ける 中小企業・小規模事業者への対応について

県内の観光業者や製造業者等において、すでに売上の減少などにより経営に影響が出始めていることから、県商工業振興資金融資制度の「地域経済変動対策資金」に係る経済変動事象に「新型コロナウイルス」を指定(知事指定)し、県内中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援する。

また、併せて、県中小企業振興課内に「新型コロナウイルスに関する特別金融相談窓口」を設置する。

1. 山形県商工業振興資金（地域経済変動対策資金）について

- (1)貸付対象者：「新型コロナウイルス」の影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して減少し、かつ以後2か月の売上高が前年同期に比して減少することが想定される方
- (2)資金の用途：経営の安定に必要な運転資金
- (3)利 率：年 1. 6 % (固定)
- (4)貸付限度額：5, 0 0 0 万円
- (5)貸 付 期 間：1 0 年以内（うち据置 2 年以内）
- (6)認 定 機 関：山形県
- (7)取 扱 期 間：令和 2 年 2 月 2 5 日（火）から当分の間

2. 「新型コロナウイルスに関する特別金融相談窓口」について

- (1)日程：令和 2 年 2 月 2 5 日（火）から当分の間
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- (2)場所：県庁 8 階 商工労働部 中小企業振興課内
- (3)対応：中小企業振興課金融担当職員が、面談又は電話により対応
- (4)相談窓口電話番号：0 2 3 - 6 3 0 - 2 3 5 9

※ 政府の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（R2. 2. 14）」に係る「セーフティネット保証 4 号（突発的災害）」の対象に本県を指定するよう、経済産業省に要請済（R2. 2. 21）

【セーフティネット保証 4 号の概要】

突発的災害（自然災害等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額が通常の保証枠とは別枠で 1 0 0 % 保証されるとともに、県商工業振興資金（地域経済変動対策資金）を利用した場合の保証料が無料になる特例措置を受けることが可能

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和 2 年 2 月 25 日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 現在の状況と基本方針の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策を講じてきているが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態になった。しかし、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。

感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきである。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。

あわせて、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。

このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、

そして国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的にお示ししていくものである。

まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である。国民の皆様に対しては、
2. で示す新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いする。また、手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくようお願いする。

2. 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- ・一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。
閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。
- ・感染力は事例によって様々である。一部に、特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例がある

一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない。

- 発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多い。また、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。
- 罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。重症度としては、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い。
- インフルエンザのように有効性が確認された抗ウイルス薬がなく、対症療法が中心である。また、現在のところ、迅速診断用の簡易検査キットがない。
- 一方、治療方法については、他のウイルスに対する治療薬等が効果的である可能性がある。

3. 現時点での対策の目的

- 感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- 重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- 社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

(1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ① 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。
 - ・発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供
 - ・手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底
 - ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ
 - ・感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになること等の呼びかけ 等
- ② 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。
- ③ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

- ④ 感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑤ 国民、外国政府及び外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげる。

(2) 国内での感染状況の把握 (サーベイランス (発生動向調査))

ア) 現行

- ① 感染症法に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める PCR 検査を実施する。
患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。
- ② 地方衛生研究所をはじめとする関係機関（民間の検査機関を含む。）における検査機能の向上を図る。
- ③ 学校関係者の患者等の情報について都道府県の保健衛生部局と教育委員会等部局との間で適切に共有を行う。

イ) 今後

- 地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のための PCR 検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

(3) 感染拡大防止策

ア) 現行

- ① 医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。

地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する。

- ② 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。
- ③ 公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が継続的に増えている状況では、
 - ・ 積極的疫学調査や、濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。
 - ・ 一方で、地域の状況に応じて、患者クラスター（集団）への対応を継続、強化する。
- ② 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。

(4) 医療提供体制（相談センター／外来／入院）

ア) 現行

- ① 新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターを整備し、24時間対応を行う。
- ② 感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになる。このため、まずは、帰国者・接触者相談センターに連絡いただき、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。
- ③ 帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともにPCR検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。
- ④ 今後の患者数の増加等を見据え、医療機関における病床や人工呼吸器等の確保を進める。
- ⑤ 医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行うとともに、治療法・治療薬やワクチン、迅速診断用の簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナ

ウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる（なお、地域で協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関（例：透析医療機関、産科医療機関等）を事前に検討する。）。あわせて、重症者を多数受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小する。

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。

風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

- ② 患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担（例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な入院医療の提供体制を整備する。
- ③ 院内感染対策の更なる徹底を図る。医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。
- ④ 高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大

防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

(5) 水際対策

国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施する。

一方で、検疫での対応については、今後、国内の医療資源の確保の観点から、国内の感染拡大防止策や医療提供体制等に応じて運用をシフトしていく。

(6) その他

- ① マスクや消毒液等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。
- ② マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。
- ③ 国際的な連携を密にし、WHO や諸外国の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的に WHO 等の関係機関と共有し、今後の対策に活かしていく。
- ④ 中国から一時帰国した児童生徒等へ学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ⑤ 患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組を行う。

- ⑥ 空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。
- ⑦ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5. 今後の進め方について

今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。なお、対策の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進めることとする。

事態の進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ、都度、方針を更新し、具体化していく。